（建設業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第六条**　建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| **附　則** | |
| **第二条**　（略） | |
| 2　前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録については、建設業法施行規則第十八条の四から第十八条の十八まで（第十八条の四第二項第五号、第十八条の六第二項第五号及び第十八条の八第七号を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | |
| 第十八条の四第一項 | |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| 第十八条の四第一項、第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号及び第五号、第十八条の五第三号、第十八条の六第二項第二号から第四号まで、第十八条の八（見出しを含む。）、第十八条の十、第十八の十一（見出しを含む。）、第十八条の十四、第十八条の十五、第十八条の十六第三項、第十八条の十七並びに第十八条の十八第四号 | （略） |
| 第十八条の四第二項 | （略） |
| 第十八条の四第二項及び第三項第六号 | （略） |
| 第十八条の四第二項第四号及び第三項第四号並びに第十八条の十第六号 | 登録基幹技能者講習委員 |
| | 登録解体工事講習委員 |

| 改正前 | |
|---|---|
| **附　則** | |
| **第二条**　（略） | |
| 2　前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録については、建設業法施行規則第十八条の三の二から第十八条の三の十六まで（第十八条の三の二第二項第五号、第十八条の三の四第二項第五号及び第十八条の三の六第七号を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | |
| 第十八条の三の二第一項 | |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） |
| 第十八条の三の二第一項、第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号及び第五号、第十八条の三の三第三号、第十八条の三の四第二項第二号から第四号まで、第十八条の三の六（見出しを含む。）、第十八条の三の八、第十八の三の九（見出しを含む。）、第十八条の三の十二、第十八条の三の十三、第十八条の三の十四第三項、第十八条の三の十五並びに第十八条の三の十六第四号 | （略） |
| 第十八条の三の二第二項 | （略） |
| 第十八条の三の二第二項及び第三項第六号 | （略） |
| 第十八条の三の二第二項第一号 | 第十八条の三の四 |
| 十八条の三の二第二項第四号及び第三項第四号並びに第十八条の三の八第六号 | 登録基幹技能者講習委員 |
| | 改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四 |
| | 登録解体工事講習委員 |